

危険木除去支援対策事業費補助金

※予算の範囲内で実施します

防災・減災に向け住宅や公共施設、電線等に被害を及ぼす恐れのある危険木の伐採および撤去等に係る経費の補助を行います。

事業対象

- (1) 住宅や公共施設【最大30万】
危険木の伐採・撤去等に係る**工事費用の8割**を補助
- (2) 電線等【最大30万】
危険木またはその枝の伐採・撤去等に係る**工事費用の5割**を補助

補助要件（林政係への事前相談が必要）

- (1) 地目が「山林」または「原野」に存在し、住宅や公共施設、電線等に倒れる恐れがある木であること（庭木や街路樹、公園・寺社境内、墓地等の木は対象外です）
- (2) 胸高における直径が 20 cm 以上であるもの
- (3) 伐採面積が 0.05ha 未満であること

【注意事項】

※地域森林計画対象森林内の場合、伐採届等が必要です（別途案内）

●事業の流れ●

- ① 対象地について農林振興課林政係に相談
- ② 申請者は、交付申請書、関係書類を伐採実施30日前までに市に提出
- ※申請者と危険木の所有者が異なる場合は、立木所有者から実施承諾書を取得してください
- ③ 市は危険度・緊急度等を勘案しながら（必要に応じ市と関係者で現場立会）申請者に交付決定書を通知



うきは市森林環境教育事業費補助金

※予算の範囲内で実施します

森林・木材に関して普及啓発するための、森林教育や木工体験等の事業に対して補助を実施します。

補助対象

- 市民向け木工体験講座や、市内の森林における森林環境教育講座等の実施支援
- ・森林環境教育につながるもの
 - ・地域木材利用の促進、啓発につながるもの
 - ・その他、うきは市の森づくりに資するもの

対象者（林政係への事前相談が必要）

- ◎地区自治協議会 補助率 10/10
- ◎任意団体（構成員の2分の1以上がうきは市民であること）補助率 7/10

補助対象経費

報償費（講師料等）、事業に係る消耗品、印刷製本費等

●事業の実施について●

申請者は、交付申請書、関係書類を必ず事業実施前に提出をお願いします。

各事業費補助金の申請等様式はうきは市ホームページまたは、農林振興課林政係の窓口で配布します

